

# 大石田町農地改良指導要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、埋め立て等により農地改良を行う場合、近隣農地の耕作条件が劣悪化することを防ぎ、農地の集団性と調和を保持しながら農地利用の効率化を図るとともに、違反転用を防止するために必要な指導を行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領で「農地改良」とは、農地の生産性向上を目的として、盛土等により区画形質の変更を行うことをいう。ただし、農地法・土地改良法等、他法令の規定に基づく場合はこの限りでない。

## (適用区域)

第3条 この要領の適用区域は、大石田町内の全農地とする。

## (農地改良の届出)

第4条 農地改良を行う者は、農地改良届出書（様式1号）に次の書類を添付して農業委員会に提出しなければならない。

- (イ) 字限図      (ロ) 縦横断面図      (ハ) 案内図      (ニ) 隣地の同意書  
(ホ) 関係土地改良区の同意書      (ヘ) その他必要と認める書類

## (届出の受理)

第5条 この要領に基づいて農地改良の届出書が提出されたときは、農業委員会が現地調査を行い、次に定める全ての基準をみたす場合には受理書を交付する。

- (1) 届出農地について、農地改良を行うべき相当な理由があること。
- (2) 周囲の農地に悪影響を与えないこと。
- (3) 工事期間は、同一耕作年内に一作が可能な範囲とし、冬期間工事を行う場合は翌春期より耕作ができるものであること。
- (4) 埋め立て土の土質は、産業廃棄物・一般廃棄物を含まないものとし、表土は耕作に適したものであること。
- (5) 工事施工者については、原則として廃棄物処理業者は認めないものとし、災害が発生しないような方法で工事を行うこと。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律等、他法令の規制に抵触しないこと。

(完了報告書の提出)

第6条 農地改良届出者は改良工事が完了したときは、農地改良完了報告書（様式3号）を農業委員より確認を受けて農業委員会へ提出しなければならない。

(報告)

第7条 第5条による農地改良届出書の受理書を交付した場合は、農業委員会総会に報告するものとする。

(規制)

第8条 農業委員会は届出書に記載された計画のとおり農地改良されるよう指導を行い、農地以外への利用については認めないものとする。

(勧告)

第9条 農業委員会に農地改良届出書の提出のない農地が、埋め立て等により農地改良をしている事実を発見したときは、速やかに第4条による届出書を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのないものについては、要領の趣旨に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。